

6月は外国人労働者問題啓発月間です

外国人雇用はルールを守って適正に！

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

【外国人雇用状況届出制度】

外国人労働者の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格、在留期間等についてハローワークへの届出が必要です。

【外国人指針】（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

●外国人雇用管理アドバイザーのご案内

- 外国人を雇用しているが、雇用管理面で不安があり相談したい
- 留学生の採用に当たり、どんなことに注意しなければならないのか

上記のような外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。

詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

和歌山労働局職業安定部職業対策課 Tel: 073-488-1161